

健保組合からのお知らせ

平成28年度の一般保険料率に変更になります。

当組合の一般保険料率が平成28年3月分(5月2日納期分)から千分の100.70(現行:千分の100.00)に変更になります。なお、介護保険料率は変更ありません。

賞与については、3月1日以降支給分からとなります。

一般保険料率変更にあたり、負担割合等の内訳は、下記のとおり変更となりますので、誤りのないようよろしくお願いします。

変更前(平成28年2月分まで)

	事業主負担	被保険者負担	合計
一般保険料率	50.250 ‰	49.750 ‰	100.000 ‰
(うち基本保険料率)	30.643	30.332	60.975
(うち特定保険料率)	19.087	18.898	37.985
(うち調整保険料率)	0.520	0.520	1.040
介護保険料率	8.700	8.700	17.400
合計	58.950	58.450	117.400

変更後(平成28年3月分から)

	事業主負担	被保険者負担	合計
一般保険料率	50.600 ‰	50.100 ‰	100.700 ‰
(うち基本保険料率)	29.680	29.380	59.060
(うち特定保険料率)	20.400	20.210	40.610
(うち調整保険料率)	0.520	0.510	1.030
介護保険料率	8.700	8.700	17.400
合計	59.300	58.800	118.100

介護保険料は、40歳から64歳までの被保険者は一般保険料率に介護保険料率を加えた額となります。

特定保険料は、高齢者の医療を支えるための財源として、国に納付します。

標準報酬月額の上上げ

平成28年4月1日【28年4月分保険料(5月31日納期分)】から、健康保険の標準報酬月額が全47等級(上限121万円)から全50等級(上限139万円)となり、上限3等級引上げとなります。

また、標準賞与額もあわせて見直され、年間上限が540万円から573万円に上がります。

追加	第47級	1,210千円	1,175千円以上 1,235千円未満
	第48級	1,270千円	1,235千円以上 1,295千円未満
	第49級	1,330千円	1,295千円以上 1,355千円未満
	第50級	1,390千円	1,355千円以上

平成27年度各種補助金請求書申請期限について

当組合では、平成27年度の保健事業として生活習慣病予防健診補助・短期人間ドック利用補助・がん検診利用補助・インフルエンザ予防接種費用補助・宿泊施設利用補助を実施しております。

補助金請求書につきましては、当組合に**3月31日(必着)**までに提出してください。健康保険組合の事業運営基準により**4月1日以降の請求につきましては、平成28年度予算になるためお支払いできませんので、ご**注意いただくとともにご理解とご協力をお願いします。

